

【意見募集】

「明石市一般廃棄物処理基本計画」の変更について (素案)概要

1. 変更の背景

■明石市の状況

明石市では、令和4年4月に「明石市一般廃棄物処理基本計画 ～みんなで作る循環型のまち・あかし～」(以下、「計画」という。)を策定しています。

計画では、令和 13 年度までのごみの削減量や最終処分量、リサイクル率等の各目標を設定し、市民・事業者と協力しながら、ごみの減量、リサイクルに取り組んでいます。

近年のごみ排出量の傾向としては、家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向でしたが、令和 4 年度に事業系ごみは増加に転じており、今後の動向を注視する必要があります。

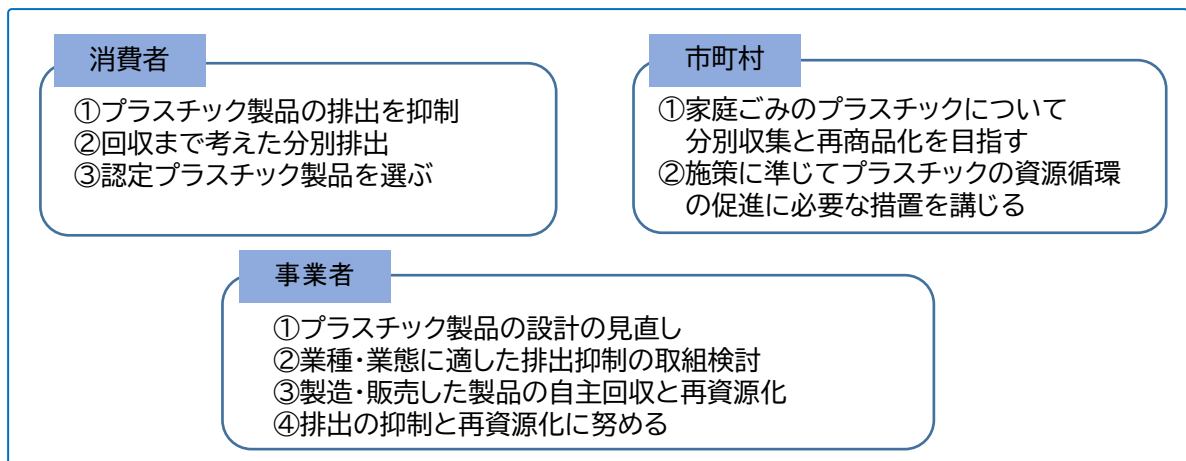
なお、リサイクル率については、年々低下傾向にあります。

■国内の動向

国内においては、海洋プラスチック問題への注目の高まり、世界的な地球温暖化問題などを踏まえ、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラ新法」という。)が施行されました。

プラ新法では、「回避可能なプラスチックの使用は合理化」し、「必要不可欠な使用については、持続可能性の向上を前提に再生素材や再生可能資源に切り替え」、「徹底したリサイクルを実施」することなどが求められ、各主体における役割が定められています。

図 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における各主体の役割



本市においては、プラ新法の施行を受け、令和 12 年度の供用開始予定の新ごみ処理施設では、『プラスチック資源(全プラ)の分別にも対応した施設とする』と施設整備基本計画において明記しており、プラスチック類等の再資源化に向け、新ごみ処理施設の稼働とあわせた分別方法の見直しを行って、処理方式、分別収集方法等について検討するため、計画の変更を行います。

2. 計画変更案

上記を踏まえ、計画の変更案は以下のとおりとします。

本編 93 ページ

IV ごみ処理基本計画

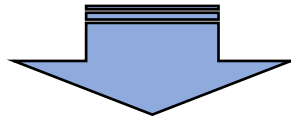
3 ごみ処理基本施策

3-2. 推進項目

基本施策3 ごみの再使用・再生利用への誘導

(12) 資源化の推進

- ・資源化可能な紙類がリサイクルルートへ適正に排出されるよう、わかりやすい情報発信に努める。
- ・雑がみの分別に関する情報発信を強化する。
- ・プラスチック類等の再資源化について調査・研究を進める。



IV ごみ処理基本計画

3 ごみ処理基本施策

3-2 推進項目

基本施策3 ごみの再使用・再生利用への誘導

(12) 資源化の推進

- ・資源化可能な紙類がリサイクルルートへ適正に排出されるよう、わかりやすい情報発信に努める。
- ・雑がみの分別に関する情報発信を強化する。
- ・プラスチック類等の再資源化に向け、新ごみ処理施設の稼働にあわせて分別方法の見直しを行うこととし、処理方式、分別収集方法等について検討する。